

令和 6 年 8 月 30 日

市政記者クラブ 様

スポーツ市民局スポーツ施設課
担当：鈴木、富田、清水 電話：972-3285

土壌汚染の報告について

当局所管の名城庭球場改修工事の予定地において、土壌調査を行った結果、土壌汚染対策法に基づき定める基準を超える物質が検出されましたので下記のとおりお知らせします。

記

- 1 調査対象地
北区名城 1 丁目 名城庭球場地内

2 汚染状況

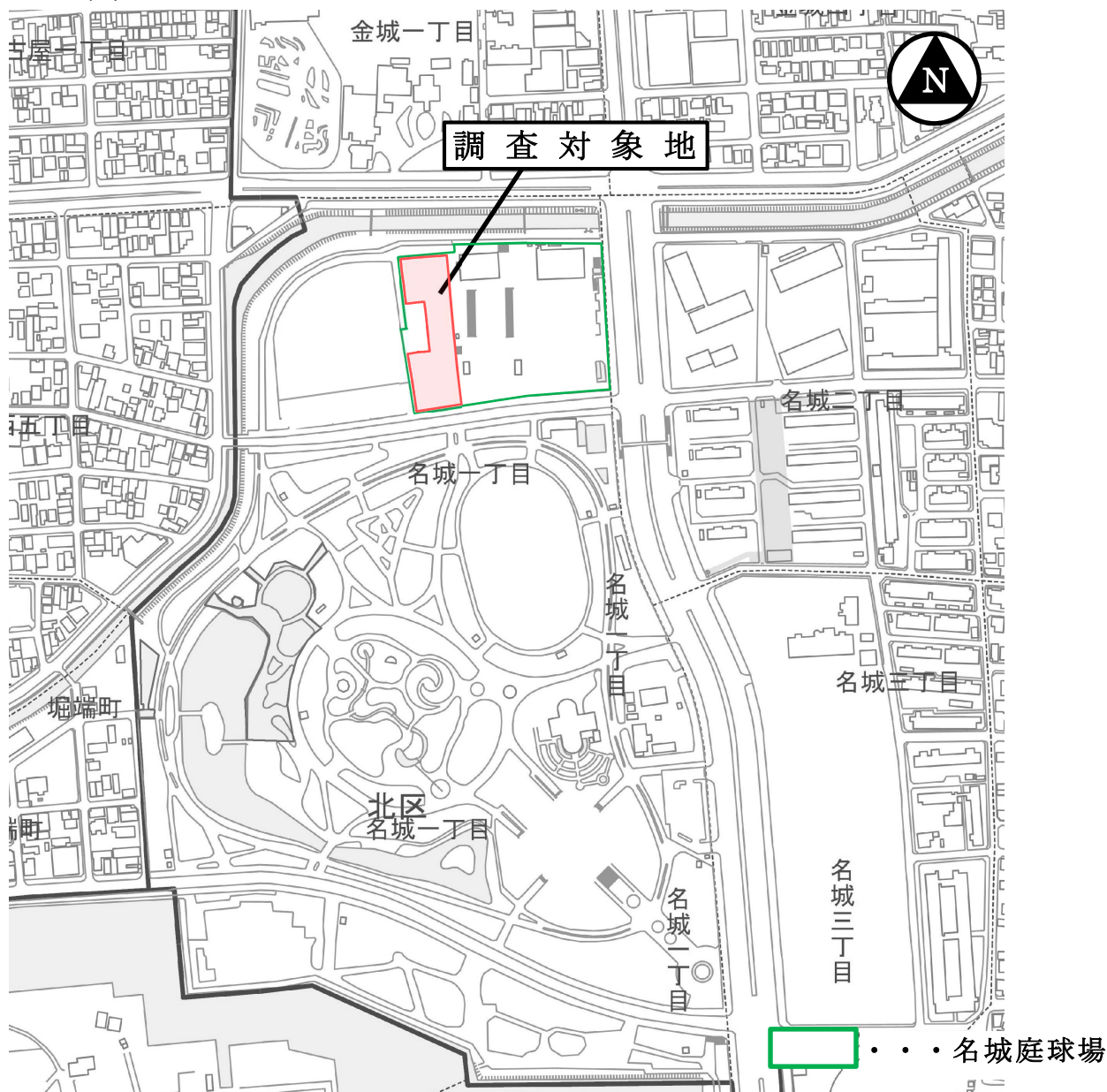
項目※ ¹	汚染物質	基準を超えた濃度	基準に対する倍率	基準	超過区画数／調査区画数※ ²
土壌溶出量調査	鉛及びその化合物	0.017～0.022 mg/L	1.7～2.2 倍	0.01mg/L	2/51
土壌含有量調査	鉛及びその化合物	240 mg/kg	1.6 倍	150 mg/kg	1/51

※¹ 土壌溶出量は土壌に含まれる汚染物質が地下水に溶け出す量、土壌含有量は土壌に含まれる汚染物質の量を示します。

※² 調査対象地における平面図上で、試料採取によって評価した区画数を示します。

- 3 今後の対応
当面の措置や今後の対策について、環境局と十分に協議を行い実施します。

4 対象地



＜参考＞土壌汚染対策法に基づき定める基準を超過した物質の毒性について

【鉛及びその化合物】

急性毒性：嘔吐、腹痛、下痢、血圧降下、乏尿、昏睡。可溶性鉛塩の経口致死量は 10g といわれている。

*経口致死量 10g は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度（0.022 mg/L）では、水 454kL に含まれる量、土壌含有量の汚染物質濃度（240 mg/kg）では、土 41 kg に含まれる量である。

慢性毒性：国際がん研究所（IARC）は、鉛の無機化合物をグループ 2A（人に対しておそらく発がん性がある）に分類している。また、鉛そのものをグループ 2B（人に対して発がん性があるかもしれない）、鉛の有機化合物をグループ 3（人に対する発がん性については分類できない）に分類している。

出典「改定 4 版水道基準ガイドブック」「化学物質ファクトシート（環境省ウェブサイト）」

（下線部は名古屋市において挿入しました。）